

元離宮二条城本丸御殿ガイダンス映像制作業務委託

仕 様 書

令和6年1月

京都市文化市民局元離宮二条城事務所

1 名称

元離宮二条城本丸御殿ガイダンス映像制作業務委託

2 対象施設

- (1) 名称：元離宮二条城本丸御殿
- (2) 所在地：京都市中京区二条城町541

3 履行期間

契約締結の日の翌日から令和6年6月30日まで

4 委託料の支払い条件

- (1) 前金払
行わない。
- (2) 部分払
行わない。
- (3) 完了払
完了後に支払う。

5 本業務の目的

元離宮二条城の本丸御殿は、平成29年度に開始した保存修理工事が令和5年度に完了し、令和6年度以降に公開を行う予定である。

本業務は、公開に際して、本丸御殿の概要や歴史的・芸術的価値、その魅力について観覧客に知ってもらうため、本丸御殿のガイダンスルームで放映する映像を制作するものである。

なお、観覧にあたっては、映像により本丸御殿の歴史的背景や主要な出来事の理解を深めたうえで、近世宮廷文化や宮家当主の暮らし、天皇行幸・皇太子行啓といった出来事に思いを馳せながら、ゆっくりと少人数で観覧いただくことを想定している。

6 視聴環境等

(1) 対象者

本丸御殿の一般観覧客

(2) 視聴環境

本丸御殿内の「公卿の間」「殿上の間」を「ガイダンスルーム」と位置づけ、観覧客は以下の環境で映像を視聴する。(別紙2「元離宮二条城本丸御殿ガイダンス映像制作業務委託 参考資料」中、「5 本丸御殿 平面図」「6 ガイダンスルームイメージ図」参照)

ア 視聴時間 7分程度

イ 視聴人数 15名程度

ウ 視聴方法 「公卿の間」の東側壁際に設置した75インチ型の液晶モニターにて視聴する。観覧客はモニター前に設置したベンチから視聴し、映像が終了したのち、本丸御殿内へ観覧を開始する。

7 委託業務内容

(1) ガイダンス映像の制作

制作にあたっては、本業務の目的を踏まえつつ、効果的な表現・演出、音楽、展開等を設定し、本丸御殿の魅力が伝わるものを提案し、以下の業務を行うこと。

なお、映像はより多く人が理解できるよう平易な表現に努め、近世宮廷文化や宮家当主の暮らしぶり、御殿が活用されていた当時の出来事を体感できるようなものとすること。

① 企画構成

ア 歴史的背景

イ 宮廷文化を感じさせるような、御殿内部の設えの美しさ

ウ 耐震補強を含む、保存修理工事の内容や意義

エ 禁止事項（禁煙、飲食禁止）や注意事項（頭上注意、畳の縁を踏まない等）

上記の内容を構成に含めること。

その他、プロポーザルでの提案内容を基に京都市と受託者で協議の上、内容を決定する。

② 撮影

企画構成に基づき、映像の制作に必要な映像の撮影を行うこと。

撮影に際しては、文化財の保護に十分留意のうえ適切に行うこと。

なお、次の内容は委託業務に含むものとする。

ア 映像撮影に必要な音響機材やディレクター等の準備及び管理

イ 手配等の調整（出演者を必要とする場合に限り）

ウ 肖像権及び著作権についての必要な手続き

③ 編集

撮影した映像の加工及び編集のほか、音楽や音声、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行う。納品までに京都市による複数回の内容確認及び修正の指示を受けるものとする。

ア 製作する映像は7分程度とすること。

- ・ 映像は実写を主体とし、CG映像やアニメーションを追加することも可とする。
- ・ 効果的な音響を使用し、必要に応じてオリジナル楽曲を製作すること。
- ・ 映像の台詞は日本語とし、英語訳の字幕を入れること。
- ・ テロップは、日本語と英語を併記すること。
- ・ 聴覚障がい者の視聴に配慮すること。

イ 使用する映像は、原則、本業務において新規撮影したものとする。ただし、必要に応じて受託者及び京都市が所有する映像及び画像を使用することも可とする。（映像及び画像が借用の場合は必要な手続き等は受託者において行うこと）

ウ 音楽用素材の使用については、著作権上の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、手続き等を受託者において行うこと。

8 成果物

映像をデータ及びDVDディスク（5枚、盤面印刷を含む）により令和6年6月30日までに元離宮二条城事務所へ提出すること。

なお、データ形式は以下に記載の「75型液晶ディスプレイ（LCD）内蔵メディアプレーヤー対応フォーマット」に適合するものとし、「映像フォーマット制限事項」に留意すること。

※ DVDディスクは、市販のDVDプレーヤー及びパソコンの両方で再生できること。

※ 京都市の求めに応じ、映像コンテンツ中の静止画を提供すること。

【75型液晶ディスプレイ（LCD）内蔵メディアプレーヤー対応フォーマット】

① 拡張子:avi

映像:H.264/MPEG4 AVC MPEG4 Visual VC-1 Advanced / VC-1 Simple & Main

音声:AAC-LC/LPCM/MP/WMA Standard

② 拡張子:mkv

映像:H.264/MPEG4 AVC MPEG4 Visual VC-1 Advanced / VC-1 Simple & Main H.265/HEVC AAC-LC/

音声:HE-AAC/LPCM/MP3

③ 拡張子:wmv/asf

映像:H.264/MPEG4 AVC MPEG4 Visual VC-1 Advanced / VC-1 Simple & Main

音声:LPCM/MP3/WMA Standard/WMA9/WMA10 Pro

④ 拡張子:mp4/mov/flv

映像:H.264/MPEG4 AVC MPEG4 Visual H.265/HEVC

音声:AAC-LC/HE-AAC/MP3

⑤ 拡張子:Ts/mts

映像:H.264/MPEG4 AVC H.265/HEVC

音声:AAC-LC/HE-AAC/LPCM/MP3

【映像フォーマット制限事項】

■MPEG-4、AVC/H.264、High Profile

解像度：最大1920 × 1080

フレームレート：最大30fps（プログレッシブ）

ビットレート：最大30Mbps・Level4.2以下・MVC（多視点）非サポート

■MPEG-4 Visual、Simple Profile および Advanced Simple Profile

解像度：最大1920 × 1080

フレームレート：最大30fps（プログレッシブ）

ビットレート：最大30Mbps・GMCは1ポイントのみ対応・Data Partitioning非対応

■VC-1、Simple Profile および Main Profile

解像度：最大1920 × 1080

フレームレート：最大30fps（プログレッシブ）

ビットレート：最大20Mbps

■VC-1、Advanced Profile

解像度：最大1920 × 1080

フレームレート：最大24fps（プログレッシブ）、最大30fps（インターレース）

ビットレート：最大30Mbps Level はL3以下の対応

■H.264/ MPEG4 AVC MP@L5.1/ HP@L5.1

1920 x 1 080p@60.0 3 840 x 2 160p@30.0

ビットレート：最大80Mbps・MVC（多視点）非対応

■H.265 MP@L5.1/ MP10@L5.1

3840 x 2 160p@60.0 1 920 x 1 080p@60.0 ビットレート：最大80Mbps・GMCは1ポイントのみ対応・Data Partitioning 非対応

■MPEG4 Visual SP@L5/ASP@L5

1920 x 1 080p@30.0

ビットレート：最大40Mbps・MPEG4 Part2で規定されるビデオ規格

■VC-1 Advanced AP@L3

1920 x 1 080i@30.0 1920 x 1 080p@24.0

ビットレート：最大40Mbps

■VC-1 Simple & Main SP@LL/SP@ML/MP@LL/ MP@ML/MP@HL

1920 x 1 080p@30.0

ビットレート：最大40Mbps

●音声

MP3 WMA Standard、WMA 9、WMA 10 Pro、LPCM、AAC、HE-AAC

サンプリング周波数

8/10.025/12/16/22.05/24/32/44.1/48

ビットレート

8~320、32~384、32~384、32~384、64~1536 対応量子化ビット：8/16/24/32、8~1440、8 ~ 256

9 委託金額の範囲

「7 委託業務内容」に記載した業務全てを含む（業務の提供にあたり発生する付帯作業に係る費用を含む全ての経費の合計金額とする）。したがって、追加費用は一切請求できない。

10 特記事項

- ・ 本業務を開始するに当たっては、京都市と事前に十分な調整を行うこと。
- ・ 受託者は、本業務の実施のために受託者自らが創作したコンテンツについて、委託期間終了後、京都市に全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）を無償で譲渡するものとする。また、コンテンツで使用する映像・キャラクター・世界観については、二次利用も含め、京都市が自由に使用できるものとする。ただし、既存の楽曲等、著作権の譲渡が難しいものが含まれる場合は、プロポーザルの段階で京都市の了承を得るものとする。
- ・ 受託者は、委託期間中及び委託期間後において、本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

- ・ 受託者は、京都市の文書による承認を得なければ、契約に係る義務の履行を第三者に委託し（以下「再委託」という。）、契約に係る権利を第三者に譲渡し、又は契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。また、再委託の内容が一括再委託に該当すると判断される場合には、京都市は再委託について承認しない。
- ・ 本仕様書に記載されている事項の他、京都市契約事務規則に基づくこと。
- ・ 本仕様書に記載のない事項又は仕様書の内容に対する疑義が生じた場合は、京都市と受託者で協議の上決定する。

11 留意事項

- ・ 成果品に対して、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、京都市の責めに帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任で当該問題を処理し解決することとし、また、当該問題によって京都市に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- ・ 京都市は、本業務で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネットや放送番組等のあらゆる媒体で公表、公開、配布又は放送等することができることとする。
- ・ 受託者は、業務に関連する事故が発生した場合、直ちにその報告と対応措置などを京都市に報告し、措置後の詳細な経過および結果報告を文書で行うこと。